

野木町民の読書活動の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町民の読書活動の推進に関し、基本理念を定めるとともに、野木町（以下「町」という。）の責務並びに家庭、町内の小学校、中学校（以下「学校」という。）、保育園、幼稚園（以下「保育園等」という。）及び地域における取組み等を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 読書活動が、言葉や知識を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を育み、人生を充実させるうえで大切な役割を担うものと捉え、町、家庭、学校、保育園等、地域全体で読書環境を整え、町民一人ひとりが豊かな文化の恩恵を受け、すべての町民が生きる喜びにあふれるような、文化の薫り高い読書のまちを目指すものとする。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念により、町民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 町立図書館は、蔵書の充実、町民への情報提供、読書活動を通じた町民の交流の機会の提供等に取り組むものとする。

3 町は、町民の読書活動の推進に関する取組みのために必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

(家庭の取組み)

第4条 家庭では、家族みんなで本に親しみ、感想を語り合うなど、読書の楽しさを共有し、家族の絆が深まるよう読書活動に取り組むものとする。

(学校、保育園等の取組み)

第5条 学校、保育園等では、読書活動を通じて、児童、生徒及び園児に読書の楽しさを伝え、読書習慣の形成に取り組むものとする。

(地域の取組み等)

第6条 地域では、学校、保育園等、町公民館、町立図書館その他の読書活動に関係する施設及びボランティア活動を行う団体と協働し、日常的な読書活動の推進に努めるものとする。

2 町内の民間団体及び事業者は、積極的に読書活動を推進するとともに、町が実施する読書活動の推進に関する施策又は家庭、学校若しくは地域における読書活動に関する取組み等に協力するよう努めるものとする。

(他の計画等との整合性の確保)

第7条 町が実施する読書活動の推進に関する施策又は地域、学校、保育園等における読書活動に関する取組み等については、子どもの読書活動の推進に関

する法律（平成13年法律第13号）その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性を図るものとする。

（読書活動推進月間）

第8条 読書活動に関する町民の関心及び理解を深めるとともに、町民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年11月を町民の読書活動推進月間とする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。